

専門家個別相談窓口のご案内

所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)により、消費税率の引き上げ時期が1年半延期されましたが、中小企業組合やその構成員企業にとって消費税率引上げへの対応はもちろんのこと、消費税10%増税時に導入される軽減税率制度への対応は、事業存続のための喫緊の課題であります。

このため、富山県中央会では、平成25～27年度に実施してまいりました消費税転嫁対策特別相談窓口を、消費税軽減税率対応窓口相談等事業と名称を変更し平成28年度も引き続き実施いたします。

つきましては、消費税軽減税率制度導入によって生じる個別の課題はもちろんのこと、引き続き消費税の転嫁に関する事項についても相談をお受けします特別相談窓口を下記のとおり開設しますので、ぜひご活用ください。

個別相談窓口開設の日程

毎週水曜日 14:00～17:00

(※5月～1月末まで(祝祭日はのぞく))

平成28年

- 【5月】11日・18日・25日
- 【6月】1日・8日・15日・22日・29日
- 【7月】6日・13日・20日・27日
- 【8月】3日・10日・17日・24日・31日
- 【9月】7日・14日・21日・28日
- 【10月】5日・12日・19日・26日
- 【11月】2日・9日・16日・30日
- 【12月】7日・14日・21日

平成29年

- 【1月】11日・18日・25日



会場 富山流通会館

【富山市問屋町1丁目3-18】 ※無料駐車場有り



専門家

税理士〈北陸税理士会会員〉

※ご対応いただく税理士は相談日によって異なります。



- 軽減税率制度について教えてほしいな…
- 軽減税率制度は小売業だけの問題ではないと聞いたけど本当かな…
- 消費税の価格転嫁が出来ず経営が苦しい…
- 10%引き上げまでに経営の適正化を図って対応をとらないと… etc.

裏面の申込書に必要事項をご記入の上、下記まで FAX 076-422-0835 にてお申込みください。

お申込み・お問合せ先

富山県中小企業団体中央会 流通・労働支援課

〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6階

[URL] <http://www.chuokai-toyama.or.jp> [Mail] ryuurou@chuokai-toyama.or.jp

[TEL] 076-424-3686 [FAX] 076-422-0835